

1 議 事 日 程（5日目）

〔令和6年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和6年6月21日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 議案第41号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第42号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第43号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第40号 市道路線の認定について

日程第5 議案第45号 令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

日程第6 報告第9号 専決処分の報告について（市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額の決定）

日程第7 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	タコスキッド 議員	2番	馬 場 礼 子 議員
3番	今 泉 義 文 議員	4番	森 田 正 嗣 議員
6番	入 江 寿 議員	7番	木 村 彰 人 議員
8番	徳 永 洋 介 議員	9番	船 越 隆 之 議員
10番	堺 剛 議員	11番	笠 利 毅 議員
12番	原 田 久美子 議員	13番	神 武 綾 議員
14番	陶 山 良 尚 議員	15番	小 畠 真由美 議員
16番	長谷川 公 成 議員	17番	橋 本 健 議員
18番	門 田 直 樹 議員		

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	原 口 信 行
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長	轟 貴 之
総 務 部 理 事	宮 崎 征 二	（歳出入一体改革担当）	
（総務広報担当）		総 務 部 理 事	杉 山 知 大
市民生活部長	佐 藤 政 吾	（危機管理・新しい公共担当）	
健康福祉部理事	大 谷 賢 治	健康福祉部長	川 谷 豊
（高齢者福祉担当）		（子どもまんなか担当）	
都市整備部長	柴 田 義 則	観光経済部長	友 添 浩 一
教育部長	中 山 和 彦	（市民と交流人口・高齢人口相互支援担当）	
		都市整備部理事	高 原 寿 子
		（公営企業担当）	
		教育部理事	八 尋 純 次

総務課長 併
選挙管理委員会事務局長

鳥飼 太

経営企画課長

宮原 竜

福祉課長

山崎 崇

都市計画課長

古賀 千年志

上下水道課長

大久保 信孝

観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長

西山 英毅

社会教育課長

井本 正彦

監査委員事務局長

添田 邦彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長

野寄 正博

議事課長

花田 敏浩

書記

陣内 成美

書記

三舛 貴市

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第41号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第41号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第41号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、所要の整理を行うものです。

委員からは、今回の改正に伴う市民への影響について質疑がなされ、執行部からは、今回の条例改正は法改正に伴うもので、市独自の項目を定めるものではない。法改正の内容としては、これまで新規で情報連携を行う場合には法律の改正が必要で、国会での審議などに約1年ほどかかっていたものが、主務省令に規定できるようになり、期間短縮を図るものとなっている。これに伴い、条例の引用部分を改正しているとの回答がありました。

また、委員から、法の別表第2が廃止されたことで、条例の他の項目が増える等の改正はないのかとの質疑があり、執行部からは、条例の別表は、法に基づくものとは別に市の独自利用の分を定めている部分であり、今回の改正には影響しないとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第41号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第41号について討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番(タコスキッド議員) ありがとうございます。

反対の立場で討論させていただきます。

個人情報保護の観点から、地方自治体は国よりも市民に近い立場で市民の生命、財産を守るために、慎重な対応を取るべきだと私は考えます。今回、国の別表が廃止され、省令をもって確定した利用目的を、本市ではそれに倣い適用されるとのことのようですが、今後利用範囲の拡大が予想される上、その上限も不明な状態では賛成しかねます。

以上の理由から反対とさせていただきます。

○議長(門田直樹議員) 13番神武綾議員。

○13番(神武 綾議員) 議案第41号について反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の法改正に伴う条例改正になっています。

マイナンバーカードの取得自体が、高齢者や障がいを持つ方にとって取得自体が困難な状況の中、情報の連携が法改正を待たずして省令によって規定することとなりました。マイナンバーカードをめぐるひもづけの誤りや大量の個人情報流失などの問題もある中、マイナンバーの利用拡大に向けた改正であることから、反対いたします。

○議長(門田直樹議員) 11番笠利毅議員。

○11番(笠利 毅議員) 反対の立場で討論を行います。

この条例改正案を一読して、直感的に幾つかの疑問を持ちました。その疑問は、事務的に必要な条例改正という観点からは納得しています。自治体としてこのように改正する必然性は理解します。デジタル庁の法案提出理由も、極めて事務的なものです。

しかしながら、住民の個人情報の取扱いに関しては、この1年間で学んだことがあります。個人情報の事務取扱の在り方そのものが常に厳密に問われるべきこと、つまり単なる事務の問題として法令を処理解釈すること自体が危険性をはらむこと。また、個々の省庁の法令解釈が、個人情報保護の観点からは必ずしも同一水準に立つものではないと考えざるを得ないこと。加えて、その保護レベルのバランスが、国では政治家の意見によって容易に崩されかねないほど不安定であることなどです。

したがって、省令での決定がそのまま条例に取り込まれることには不安や不信を拭えず、条例に責任を持つ立場としては、今回の法の改正に伴う条例改正が住民のプラスになると自信を持って言うことができません。

条例改正の必要性を理解はするのに反対意見を表明するのは、心地よいものではありません。デジタル社会の基盤は、国会がこれまで法として定めてきたことを、各省庁の省令に落とすことで強化するよりも、国会の能力向上そのもので強化するのが筋でしょう。

以上をもって反対理由とします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成12名、反対 4 名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2と日程第3を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第42号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」及び日程第3、議案第43号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

議案第42号及び議案第43号は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第42号及び議案第43号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第42号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、今回の改正は、令和6年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正するものです。

主な内容については、新たな公益信託制度創設に伴う個人住民税の寄附金税額控除等の改

正、また私立学校法の改正に伴い、固定資産税の非課税の規定を受けるための申告に係る引用条項の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、法律と条例の改正について関連団体への周知方法はとの質疑がなされ、執行部から、広報紙などでの周知を予定しているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第42号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」、今回の改正は、令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法及び改正母子保健法に伴うこども家庭センターの事業及び業務の規定を整理し、太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、委員から、子育て支援センターの利用者支援業務とこども家庭センター業務の対象者の区分けについての質疑がなされ、執行部から、子育て支援センターの利用者支援事業は、子育て家庭からの相談受付や情報の提供などで、こども家庭センター業務は、妊産婦や乳幼児の健康に関する事業と児童虐待防止や特定妊婦の事業であるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第43号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第42号及び議案第43号についての報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第42号及び議案第43号の委員長報告に対して一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第42号及び議案第43号について一括して討論を行います。

議案第43号について通告がっておりますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 太宰府市子育て支援センター条例の改正に賛成します。

整理された条文を見て、どうしても気になってしまうことを一言付け加えておきたいと思います。

今年度の施政方針、子どもまんなかの施策展開の中で、市の施設のうち充実させると取り上げられているのは、この子育て支援センターのみです。一見すると、子どもまんなか施策の中核施設のような名称です。

そして、条例改正案を見ると、子育て支援センターには、子ども・子育て支援法、児童福祉法、母子保健法という3本の法律が関係していることがよく分かるようになりました。

施政方針からこの条例改正案まで文字面だけを追っていると、お母さんと子どもが子育ての場合によっては子どもまんなか施策の対象かと無意識に誘導されそうで、ぎょっとしました。人口統計や法律を表現する場合には仕方ないことなのかもしれませんが、意図に反して、子育てを女性と直結させる言葉が連なることもあると感じてしまいました。

折しも、自立持続可能性自治体が発表され、この6月議会でも話題になりました。私は、これが若年女性の数を基本として定義されていることに引っかかっています。若年女性の地方からの流出が話題になってからも既に久しくなりますが、流出という言葉には、彼女たちの意思や判断が感じられません。

SDGsの持続可能性は、もっと高次の目標設定のはずです。高い目標を掲げた子どもまんなか施策を実現することで、私が感じたような懸念が払拭される、そのようなまちづくりにつながる子育て支援センターになることを望んでいます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第42号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第43号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第40号 市道路線の認定について

○議長（門田直樹議員） 日程第4、議案第40号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第40号について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

議案第40号「市道路線の認定について」、今回認定するのは1路線です。路線名は、御垣野6号線です。場所は、朱雀四丁目で、筑陽学園第3グラウンドの南西側になります。開発により帰属された道路です。

執行部から説明を受けた後、御垣野6号線について委員全員で現地調査を行い、道路状況の確認を行いました。

現地調査終了後、会議を再開し、委員からは、今回の開発で住宅が5軒増えることに対し、周辺自治会等から安全施設、カーブミラーなどの新設要望などはなかったかとの質疑があり、執行部からは、今後要望が出てくる可能性はある。そうなれば検討していきたいとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第40号について討論を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号「市道路線の認定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第40号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第45号 令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第5、議案第45号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。



本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 予算特別委員会に審査付託されました議案第45号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、まず4款1項1目保健衛生総務費207万7,000円及び2目保健予防費の細目004予防接種費のうち、委託料1億4,676万円の増額補正について。4月から新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種が定期接種に移行され、実施主体となる市町村が費用負担することになったため補正するものである。定期接種の対象は、65歳以上の高齢者及び一定の基礎疾患を有する60歳から64歳までの方で、時期は毎年秋冬に1回の接種となる。補正内容としては、事務量の増加に対応するための会計年度任用職員の人件費やシステム保守委託料、予防接種個別接種委託料を増額補正するものである。なお、関連する補正として、歳入21款4項1目雑入のうち、衛生費雑入9,615万2,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、定期接種の場所や想定人数、委託先について質疑があり、執行部から、接種場所は個別医療機関となる。人数は、インフルエンザワクチンの接種率の3年間の平均や65歳以上の人口から計算し、1万1,681人の見込みで計上している。委託先は、筑紫医師会等の契約を予定しているとの回答がありました。

次に、6款2項2目林業管理費の細目004林業用施設整備費358万1,000円の増額補正について。林道四王寺線の桜の木について、4月下旬に発生した京都及び本市の林道四王寺線での桜の倒木を受け、緊急点検を行い、約40本の桜が危険な状況であることが確認されたため、伐採費用を増額補正するものであるとの説明を受けました。

委員から、伐採しない桜の木の今後の見通しについて質疑があり、執行部から、点検の結果、現時点では伐採は必要ないが、今後も観察、注視していくとの回答がありました。

また、委員から、伐採後の植樹の方針について質疑があり、執行部から、当該林道の状況から、仮に植樹しても、日光が当たらず根づかないのではないかと考えているとの回答がありました。

次に、7款1項4目観光費3,124万円の増額補正について。オーバーツーリズム対策として、地域住民や観光関係者、参道事業者等と連携した協議体にて当該対策、観光客おもてなし等を議論していく取組や、回遊を促す観光情報を発信するデジタルサイネージを設置することで、観光客の分散化を図る取組、福岡空港新国際観光案内所に太宰府コンシェルジュを設置することで、観光客のマナー啓発を図る取組を計画しており、これらの事業費の総額から、当初予算に計上している電光掲示板設置費用を差し引いた分を増額補正するものである。なお、関連する補正として、歳入15款2項7目、オーバーツーリズム対策事業費補助金1,908万8,000円

を計上しているとの説明を受けました。

委員から、この協議体は、これからも経常的に機能していくという認識でよいのかとの質疑があり、執行部から、オーバーツーリズム対策は今年度のみで完結する問題ではなく、来年度以降も議論していくものと考えているとの回答がありました。

また、委員から、補助金の申請提案に当たって参考にした先進地や事例について質疑があり、執行部から、採択事例として京都市や鎌倉市を参考にしている。また、九州運輸局にも相談等をしているとの回答がありました。

次に、10款4項7目文化財活用費1,500万円の増額補正について。令和改元5年記念事業の一環として、大宰府にも縁が深いNHK大河ドラマ「光る君へ」のドラマ出演者のトークライブや劇中で使用される衣装などの展示を行うため、増額補正するものであるとの説明を受けました。

委員から、事業費の内訳について質疑があり、執行部から、具体的には決定していないが、トークライブに640万円、企画展示に820万円、その他諸経費を見込んで計上しているとの回答がありました。

その他の審査についても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第45号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第45号について討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

議案第45号一般会計補正予算第3号について反対の立場で討論させていただきます。

主に2点ですが、オーバーツーリズム対策として3,124万円、デジタルサイネージを含んだ3,817万6,000円の半分の1,908万8,000円を補助金を見込んであるということですが、仮に補助金が採択されなければ当然全額本市の支出となりますが、果たして1,908万8,000円あるいは3,817万6,000円の価値がある取組なのか、大きな疑問があります。

そして、観光プロモーション委託の協議体の詳細も決まっていない中で、予算だけが上がってくる、ゴールもはっきりしない、目標値やビジョンも明確ではない。予算特別委員会では、一般質問で回答しているとやり過ごし予算特別委員会を通過していますが、その一般質問では、市長はこれから、副市長は今からという言葉を多用されて終わりました。

平安ムーブメント創世事業についても同様に、費用対効果の面と内容の不明確さに対し1,500万円という大きな金額が動く、そして今後も補正が発生しそうな状態であることを疑問に感じています。

一般質問では、様々な議員が市民のための提案をしておりましたが、その多くで財源不足が理由となる中で、当初予算のトレーラーや居場所づくり、すぐやる班、モニュメントなど、最近特に中身がはっきりしないものに対して予算が上がってくること、そしてこれが常態化していくことに強い懸念を感じており、さらに、それが予算案の段階であるにもかかわらず、決定したかのようにニュースとして報道されている現状は、議会軽視、市民軽視でありますので、しっかりとした後ろ盾、計画、数値目標、ビジョンを持って予算案を出していただきたいと思い、補正予算第3号に対し反対とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

補正予算総額2億9,340万3,000円の追加に賛成するに当たり、それに含まれる一部事業に関して2点ほど懸念を申し上げたいと思います。

最初に、喫緊の課題とされる3つのオーバーツーリズム対策3,124万円に関して、設置される対策会議は継続する予定の会議体でありながら、市の附属機関にはならず、効果的な対策を打ち出せるのか疑問であること、設置される1か所のデジタルサイネージが、オーバーツーリズム対策としてどれだけ有効なのか不透明であること、福岡空港に設ける特設コーナーでの観光マナー啓発は、対策というより、話題性が先行してはいないだろうか。当該年度は実証実験的な側面もあり、事後検証を行うとのご回答をいただき、了解しました。

そして、もう一つ、令和文化会議として平安ムーブメント創世事業1,500万円に関して、一昨年の市制施行40周年事業、令和文化会議は、元号令和のゆえんとなった梅花の宴が、当時の我が国の最先端の国際シンポジウムであったとする中西進先生の教えを旨に始まったはずですが、昨年度は大茶会として、今年はNHK大河ドラマ「光る君へ」とのコラボPRとなりました。それによって、ますますその趣旨、正体が分からなくなっています。何より、事業のスタートの遅れを心配しています。

以上、私の懸念を申し上げましたが、どちらの件も数千万円規模の委託費をかける大きな事業であることも非常に気がかりです。行政が主導して業務をコントロールすることなしには、当初の目的と効果を達成できないものと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成討論を行います。

賛成判断するに当たって考慮した要素に言及します。

私は、予算提案に関連してただすべきと考えたもののうち、より具体的な部分は委員会で、より制度的、構造的な疑問と考えた点は一般質問で聞くという区別をしました。問われるべき疑問点が執行部にのみあるのではなく、国や市議会も含めて相互の体制や思惑がうまくかみ合っていないがゆえの問題点もあると判断したからです。別の言い方をすれば、予算を認めた上で、その執行状況に市長、執行部も我々議会も留意し続けるほうが、結局はプラスではないかと考えました。

事業や施策のレベルに応じて議論や責任のレベルの区別があると意識していた一人として、あえて今回は賛成を選んだ理由があります。その理由を1つ、具体的な理由をその後に1つ、言及します。

まず、3月にも繰り返されたことですが、議案は委員会で審議されるものであって、一般質問で回答するから答えないというのはあり得ません。たとえそれが代表質問であってもです。議会という機関よりも、会派や個人としての議員を重視していると宣告するようなものです。厳しく言えば、政治をゆがめる癒着を疑わせる要因になると考えています。そのような議案が今後出ることがあれば、直ちに賛成はしないと即断します。今回は賛成します。最後です。

もう一つ、最も引っかかっていたのは空港コンシェルジュです。太宰府市が単独で行う性質のものであろうかという点と、財源は、基金の由来からしても、ふるさと納税基金から出してもいいのではないかというのが、2つ、主な疑問でした。

質疑の中で、これは実証実験的な位置づけという回答がありました。よって、財源についてはなおさそう思いますが、住む人、訪れる人の調和を図る試みという象徴的な意味合いを持たせ得るから、これについてはいいことなのになと思います。

また、実験とは仮説の検証手続ですから、当然のこととして、今回の試みには厳密な想定の下での実行と、その冷静な評価、検証が確約されたと受け止めました。実験結果の市民と社会への還元を常に念頭に置きつつ、多くの関係者と協力して事業を進めてください。それなら単独でも実行する価値はあろうと私は認めます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号「令和6年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前10時29分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第 6 報告第 9 号 専決処分の報告について（市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額の決定）

○議長（門田直樹議員） 日程第 6、報告第 9 号「専決処分の報告について（市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額の決定）」を議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 令和 6 年太宰府市議会第 2 回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、報告 1 件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第 9 号「専決処分の報告について（市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、市公用車による一般車両損傷事故の損害賠償の額を定めたものであります。

事故の概要といたしましては、令和 6 年 4 月 25 日、高齢者支援課職員が商業施設の駐車場に駐車しようとしてバックした際に、車両右側後方が駐車中の車両の左前方のバンパーに接触し、当該車両を損傷する事故が発生したものであります。

その後、相手方と協議を行い、当該車両の修理費用などを支払うことで合意に至りました。この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和 6 年 5 月 30 日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する自動車保険から全額相手方にお支払いいたしております。

なお、このような事案が最近増えておりますので、くれぐれも注意して、市民の皆様の財産でもありますので、このようなことがないように厳に気を付けてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

報告第 9 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第 7 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第7、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申出があります。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和6年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、令和6年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和6年8月13日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 船 越 隆 之

会議録署名議員 堺 剛